

月形町篠津山火葬場の業務休止のお知らせ



このことについて、下記の期間に火葬炉台車の修繕を予定しているため、火葬業務を休止させていただきます。この期間中は、美唄市の火葬場を使用していただくこととなりますので、下記のとおり手続きをお願いします。ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

※霊園は利用可能です。

工事期間 令和5年7月10日(月)～7月19日(水)

修繕期間中の火葬手続き

修繕期間中は、美唄市の火葬場を使用しますので、次のとおり手続きをお願いします。

① 「死亡届」を月形町役場へ提出



- ⇒ 「死体火葬・埋葬許可証」1部を受領
- ・ 火葬許可証事務手数料 400円が必要です。

② 「死体火葬・埋葬許可証」を美唄市役所へ提出



- ⇒ 「火葬場使用許可証」を受領
- ・ 火葬場使用料(大人：30,000円)と印鑑が必要です。
※ 月形町との差額(大人：18,000円)を後日、還付します。
 - ・ 希望する火葬日時を伝え予約します。【申込順】
※ 電話での予約はできません。
 - ・ 待合所1室(40名)を使用することができます。



窓口 美唄市役所 市民部市民課市民係
(住所：美唄市西3条南1丁目1番1号 ☎0126-62-3143)

③ 美唄斎苑(美唄市火葬場)を使用



- ・ 「火葬場使用許可証」が必要です。

美唄斎苑 (住所：美唄市光珠内町3区 ☎0126-63-3394)
※ 月形町市街地から約20km

④ 「火葬使用料請求書」を月形町役場へ提出

- ・ 美唄市役所で支払った料金の領収書、印鑑、振込口座番号のわかるものが必要です。
- ⇒ 後日、美唄市と月形町の火葬料金の差額を還付します。

【例：(大人) 美唄市 30,000円 - 月形町 12,000円 = 差額 18,000円を還付】

【お問い合わせ先】月形町役場 住民課生活環境係 (〒061-0592 月形町1219番地 ☎53-2323)

*** 裏面に地図があります ***

